

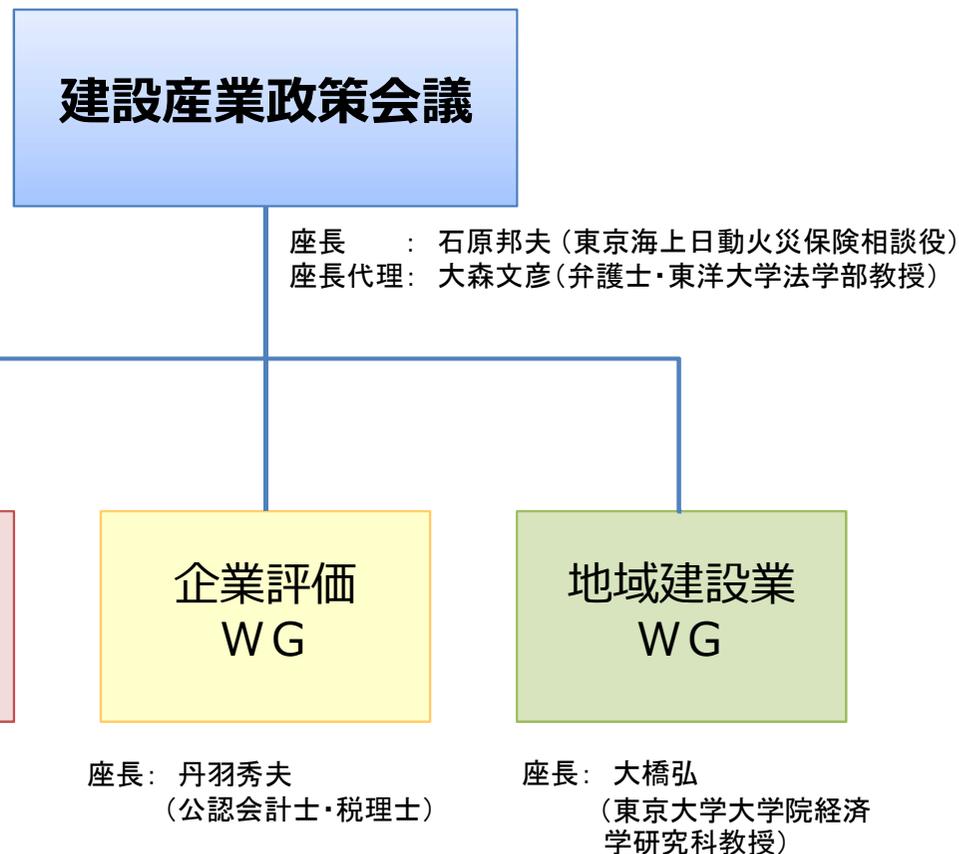
にいまるいちなな プラス テン

「建設産業政策2017+10」について

建設産業政策会議について

劇的な進展を遂げるAI、IoTなどのイノベーション、確実に到来する労働力人口の減少といった事態を正面から受け止め、10年後においても建設産業が「生産性」を高めながら「現場力」を維持できるよう、法制度はじめ建設業関連制度の基本的な枠組みについて検討を行うため、学識経験者、民間有識者、建設産業関連団体から構成される「建設産業政策会議」を設置（座長：石原邦夫 東京海上日動火災保険相談役、座長代理：大森文彦 弁護士・東洋大学法学部教授）。また、「建設産業政策会議」のもとに、3つのWG（法制度・許可WG、企業評価WG及び地域建設業WG）を設置。

【検討体制】



【開催経緯】

第1回	平成28年 10月11日
第2回	12月22日
第3回	平成29年 1月26日
第4回	3月16日
第5回	5月29日
第6回	6月13日
第7回	6月30日
とりまとめ	7月 4日

※そのほか、各WGを平成29年2月以降3回ずつ開催し、本会議とあわせて計16回の議論を実施。

【背景】

- 建設産業は今後も、インフラや住宅等の整備や今後の老朽化への対応、さらには災害時の応急復旧など国民生活の安全・安心を支えるとともに、都市再生や地域活性化に資する施設整備など経済成長に貢献する役割を継続的に担っていく必要。
- 一方、全産業的に生産年齢人口の減少が進む中、「雇用の受け皿」として建設産業が個々の企業の取組だけで担い手を十分に確保できていた時代は既に終焉。
- 建設産業が今後も産業として成り立って行く上で源泉となる「現場力」を維持するとともに、「超スマート社会」の実現など国内外の“未来づくり”の一翼を担うことで若者に夢や希望を与えることができる産業であり続けるためには、個々の企業の一層の取組に加え、個々の企業を超えた施策が必要。

【政策目的】

- 個々の企業の一層の取組に加え、業界全体や発注者・設計者など様々な主体との連携による働き方改革や生産性向上等の取組を強力に推進し、国民の安全・安心や経済成長に持続的に貢献。
- 良質な建設サービスを高い水準で確保し、個々の発注者や消費者の利益を実現し、信頼を確保。

10年後を見据えて、建設産業に関わる各種の「制度インフラ」を再構築

【業界内外の連携による働き方改革】

- 建設業従事者の継続的な処遇改善(賃金等)
 - 技能労働者の能力評価基準の策定と技能・経験に応じた処遇の実現(建設キャリアアップシステムの活用) ①
- 適切な工期設定、週休2日に向けた環境整備
 - 工期設定等に関する受発注者双方の責務の明確化、無理な工期設定を求める発注者への働きかけ
 - 適切な工期設定等のためのガイドラインの策定 ②
- 働く人を大切にす業界・企業であることを見える化
 - 専門工事企業の評価制度の創設 ③
 - 技能労働者の位置づけの明確化(建設企業が雇用する技能労働者の育成の責務等)
 - 許可に際しての労働者福祉の観点の強化
 - 人材育成体制の強化 ③

【地域力の強化】

- 地域の多様な主体との連携を強化
 - 地域貢献に取り組む企業の評価(防災活動、建機保有等)
 - 市町村が主体となり建設産業の振興・発展を図る仕組み



【業界内外の連携による生産性向上】

- 各プロセスにおけるICT化、手戻り・手待ちの防止
 - 全ての建設生産プロセスでICT等を活用するため、3次元データ等のプラットフォームを整備 ⑤
- 施工に従事する者の配置・活用の最適化
 - 企業間における人材の効率的な活用(労働の平準化)
 - ICTの進展等を踏まえた技術者の配置の見直し ⑥

【多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供】

- 安心して発注できる環境の整備
 - 発注体制を補充するためのCM方式の制度化 ③
 - 企業情報の提供や施工の説明による個人発注者の保護
- 施工の品質に直結する設計や工場製品の質の向上
 - BIM・CIM等の適用範囲の拡大に向けた環境整備
 - 工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合の再発防止(報告徴収・立入検査、勧告等)

○個々の企業の取組

- ・継続的な処遇改善(賃金等)
- ・施工技術の向上
- ・地域の守り手としての役割の維持

相互関係の透明性と緊張感

- ・良質な建設サービスの提供
- ・情報提供と説明

業務委託契約

